## 鳥取県産業廃棄物処分場税の新設(更新)について

## |1.鳥取県産業廃棄物処分場税新設(更新)の理由| [鳥取県協議書抜粋]

鳥取県産業廃棄物処分場税は、産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、平成15年4月1日に創設しました。

依然として県内には委託処理が可能な管理型最終処分場がなく、税創設時と変わらず県外の最終処分場に依存している状況にあることから、引き続き廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進を図るとともに、産業廃棄物処理施設の設置促進に努めることが必要であるため、現行制度のまま、適用期間を令和10年3月31日までの5年間延長しようとするものです。

## 2. 鳥取県産業廃棄物処分場税の概要

課	税	[	寸	体	鳥取県
税	I	1		名	産業廃棄物処分場税 (法定外目的税)
課	税	5	客	体	県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入
税	収(	カ	使	途	<ul><li>・ 産業廃棄物処理施設を設置促進するための施策の財源</li><li>・ 産業廃棄物の発生抑制、再生、その他適正な処理に関する施策の財源</li></ul>
課	税	1	票	準	県内の最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量
納	税	莀	務	者	県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は 中間処理業者
税				率	1 トンにつき1,000円
徴	収	-	方	法	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を中間処理した後に自ら 設置する最終処分場において処理する場合は申告納付
収	入!	見	込	額	(平年度)約10百万円
非	課和	涚	事	項	<ul><li>事業活動に伴って生じる廃棄物と性格の異なる廃棄物 (例:下水処理等に伴い発生する汚泥など)</li><li>自ら排出した産業廃棄物を自ら設置する最終処分場において処理する場合</li></ul>
徴	税費月	刊	見込	額	(平年度)約0.3百万円
課	税を行	 于	う期	間	5年間(令和5年4月1日~令和10年3月31日)

## 3. 同意要件との関係

産業廃棄物処分場税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該 当する事由があるかどうか検討する。

- 〇地方税法 (昭和25年法律第226号) (抄) (総務大臣の同意)
- 第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。
  - 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が 著しく過重となること。
  - 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
  - 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。
- (1)「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく 過重となること。」

産業廃棄物処分場税(以下、本税という。)の課税標準は、鳥取県内の「最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量」であり、国税又は他の地方税において、課税標準を同じくするものはない。

なお、自社処分を除き産業廃棄物の搬入の際には処分料金が伴うため、消費税及び地方消費税(以下、消費税等)が課せられるが、本税の課税客体が「産業廃棄物の最終処分場への搬入」である一方、消費税等の課税客体は「国内において事業者が行う資産の譲渡等」であること、本税の課税標準は「最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量」であるが、消費税等の課税標準は「資産譲渡等の対価の額」であることを踏まえると、産業廃棄物税と消費税等は課税標準を同じくしているとは言えない。

また、税率は、1トン当たり1,000円と著しく過重であるとまでは言えず、加えて、鳥取県内において平成15年度以降同じ税率で課税が行われており、かつ、他道府県の産業廃棄物関連の法定外目的税とも同じ税率であることから住民の負担が著しく過重となるとは言えないと考えられる。

以上により、本税は、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には、該当しないものと考えられる。

(2)「地方団体間の物の流通に重大な障害を与えること。」

経済活動に伴い物が移動するという意味では、産業廃棄物の移動も「物の流通」に該当するが、平成15年度以降鳥取県内で課されていることや、税負担が排出業者の処分先選択に与える影響等を勘案すると、本税が、県内外の産業廃棄物の流通や、周辺県を中心とした県外地域の産業廃棄物の処理に重

大な支障を来すほどの障害を与えることになるとは言えない。

以上により、本税は、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないものと考えられる。

- (3)「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。」
- ① 税収は産業廃棄物処理施設を設置促進するための施策や産業廃棄物の 発生抑制、再生、その他適正な処理に関する施策等に使われることとされ、 産業廃棄物の適正処理に資するものであること
- ② 既に多くの例が存在する中、地方団体がこうした産業廃棄物関連税を導入していることに対して、これを不適当とする国(関係府省)の特段の判断等は示されていないこと

などから、これを不適当とする特段の「国の経済施策」はないものと考えられる。

以上により、本税は、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施 策に照らして適当でないこと」には該当しないものと考えられる。